

# 令和8年度児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

児童虐待防止推進月間である11月を中心に児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーンを展開し、児童虐待の子供に及ぼす悪影響や児童虐待通告義務の周知、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の認知度の向上を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげる。

## 2 成果目標

- (KGI) 県内で児童虐待により死亡した子供の人数 0人
- (KPI) 体罰等によらない子育てをしている親の割合  
(厚生労働省母子保健課調査)  
現状値 81.3% (広島県の保護者 R3~R6 の平均値)  
R8 84.9%

## 3 委託業務名

令和8年度広島県児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業

## 4 委託業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

## 5 重点ターゲット

児童虐待に当たる行為をしていると回答した保護者のうち、最も多いのは「感情的な言葉で怒鳴った」とするもので、こどもの月齢が進むにつれて回答者の割合も高くなっている。これは、こどもの発達に伴う行動の変化への対応などに関する悩みを抱え、子育てによる疲れや困り感から感情的になり、怒鳴ってしまうケースが多くあると考えられる。

このようなケースは、早期に適切な支援につなぐことにより、重篤な虐待を未然に防ぐことができることから、本業務の重点ターゲットとして位置付け、成果目標である（KGI）県内で児童虐待により死亡した子供の人数を0人とすること及び（KPI）体罰等によらない子育てをしている親の割合を増加させることの達成を目指す。

### 《重点ターゲット》

子育てに疲れていたり、頼る人がいなくて困っている県内の子育て中の保護者（特に手が離せない0歳～3歳の児童を育児中の者）

#### 《例》

- ・ひとり親家庭などひとりで育児をしている保護者
- ・周囲に知人や親族がいない保護者
- ・人に頼ることが苦手な保護者
- ・こどもの発達について心配を感じている保護者

#### (参考)

乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の人数

(令和6年度厚生労働省調査による調査 広島県データ：3・4カ月健診、1歳半健診、3歳児健診受診時に保護者に対し、「この数か月の間に、ご家庭で以下のことがありましたか。あてはまるものすべてに○を付けて下さい。」というアンケートを実施した結果)

虐待の種類	総回答数	しつけのし過ぎ	感情的にたたいた	乳幼児だけを家に残して外出した	長時間食事を与えなかった	感情的な言葉で怒鳴った	子どもの口をふさいだ	子どもを激しく揺さぶった
3・4か月児	15,339	92	81	62	19	586	43	25
1歳6か月児	17,874	242	450	74	11	2,346	57	28
3歳児	17,921	738	910	92	16	5,061	-	-

## 6 委託業務の内容

- (1) 重点ターゲットに対する児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイトから相談への誘導  
児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイト（以下「特設サイト」という。）

(<https://www.ikuchan.or.jp/orange/>) に(1)に掲げる重点ターゲットを誘導し、行動変容につなげるため、次の業務を行うこと。

### ア 特設サイトの改修および情報発信による誘導

子育てによる疲れや困り感から感情的になってしまい、怒鳴ってしまうといった行為をしてしまっているが、それが児童虐待とは気づいていない又は児童虐待と気付いていても相談窓口を知らない潜在層に向け、特設サイトを設置している。この潜在層のほか、重点ターゲットへのリーチを意識した特設サイトの改修案を提案すること。また、特設サイトへ誘導するため、ウェブ広告等による情報発信を行うこと。

なお、必要に応じて、相談窓口ページ

(<https://www.ikuchan.or.jp/orange/contact.html#support>) へ誘導するために効果的なランディングページを作成することは差し支えない。

広告は、コアターゲットについて、コンバージョン（ウェブサイト内でのアクションによって到達してほしい最終的な成果）を設定し、クリエイティブ及び T/D（タイトルや広告文）等を提案すること。

また、目標値として、表示回数、クリック数、クリック単価等のシミュレーションを記載すること。

### イ 特設サイトから相談窓口への誘導

(7)により、特設サイトに訪れた既述の潜在層や重点ターゲット自身が相談が必要な状態であることに気づき、相談につなげられるよう、相談窓口ページ

(<https://www.ikuchan.or.jp/orange/contact.html#support>) へ誘導する工夫を施すとともに自身に適した相談窓口を見つけることが出来るようページを改善すること。

特設サイトのデザイン等を変更する場合は、県を通して実施する事。

利用端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン・スマートフォン端末等でサイトの全ての機能を利用できるようにすること。（動作環境要件は次のとおり。）</li> <li>○Windows(最新 edge/最新 Chrome/最新 Firefox)</li> <li>○Mac(最新 Safari/最新 Chrome)</li> <li>○iOS（17.5 以上/最新 Safari/最新 Chrome)</li> <li>○Android（14.0 以上/最新 Chrome)</li> <li>※ ブラウザの最新は納品時期の最新バージョンとする。</li> </ul>
------	--

	※ 表示確認は iOS17.5 以上、Android14.0 以上の各一端末にて行う。
ドメイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト URL <a href="https://www.ikuchan.or.jp/orange/">https://www.ikuchan.or.jp/orange/</a></li> <li>・サーバー haw1025.secure.ne.jp</li> <li>・ドメイン名 ikuchan.or.jp</li> </ul> ※共用レンタルサーバー <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSL CPI SSL サーバー証明書</li> <li>・FTP 児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイトのディレクトリ内のみ更新可能な FTP アカウントを、ドメイン管理者（ひろしまこども夢財団）が発行する。IP アドレスによる接続制限あり。</li> </ul>

(3) 年間を通じた啓発活動に活用できる啓発資材の作成

県や広島市関連各種イベントで配布等が出来る啓発資材を作成すること。啓発内容については(1)の重点ターゲットに対する相談窓口の周知及び児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を分かりやすく周知するものであること。

【啓発資材の要件】

- ・手軽に配付できるものであること  
(例：オレンジリボン及びシール、チラシ、ポケットティッシュ、クリアファイル等)
- ・5,000人以上に配布
- ・ターゲットごとにデザインや仕様が異なってもよい。

(4) 事業の効果測定

ア 児童虐待防止（オレンジリボン）に係るウェブサイトへのアクセス数の計上、企画実施前後の増加及びウェブサイトへの流入元等を分析することなどにより、本業務の実施に係る効果測定を企画実施すること。（県民へのアンケートは別途委託予定のため、含めなくてよい。）なお、ウェブサイトの GA 権限は県から提供する。

イ 広報期間の中間時点で各広告の分析を実施したうえで改善案を委託者へ提案し、目標（シミュレーション数値）の達成に努めること。（特にウェブ広告）

ウ アンケート調査の提案及び実施

重点ターゲットに対して本事業の効果を測定するためのアンケート調査を提案、実施すること。なお、今年度初めて実施するため調査方法についての指定はなく、受託事業者からの提案のうえ県と協議し決定する。

対象	重点ターゲット（属性は県内に在住する20歳以上の住民を想定）
サンプル数	1,000件 ※県と調整した調査期間を行い、目標サンプル数に届かない場合、あらかじめ県の同意を得たうえで調査を終了することができる。
実施業務	アンケート調査、回答の集計、報告書の提出 ※業務に要した資料（回答データ等）は県へ提出すること。
調査内容	属性情報、子育ての困難及び疲労に関する設問、支援ニーズに関する設問、感情的な対応経験等の設問などを提案すること。
調査時期	児童虐待防止月間を含む、事業効果を効果的に測定できる期間を提案すること。

- (5) ポスター及びリーフレット等の配布  
 県及び広島市が指定する関係機関に、こども家庭庁作成の配布物等を送付すること。  
 (参考：別紙 昨年度配布先)

## 7 業務実施上の注意事項

- (1) オレンジリボンの活用  
 オレンジリボン（ロゴマーク）を活用し、統一的なイメージの広報を行うこと。
- (2) 広島県と広島市の共催  
 本業務が、広島県と広島市の共催で実施していることが分かるようにすること。
- (3) 県全体のバランスに配慮した事業展開  
 広報については、県全体の人口や地勢等を考慮し、一部地域に偏ることのないよう、バランスよく実施すること。

## 8 成果品の納期等

名 称	形 式	数 量	納 期
制作した広報媒体（映像・音声・画像・広告物等）	電子データ（※）	1 式	業務完了後 15 日以内
完了報告書（事業効果測定の結果を含む。）	電子データ	1 式	業務完了後 15 日以内

※広告物等で紙媒体がある場合は、紙媒体を含む。

## 9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、委託者と適宜協議を行うなど、十分に調整して行うこと。
- (2) 打ち合わせの必要が生じた場合、受託者は委託者の求めに速やかに対応すること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特に定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (4) 業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (6) 業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、委託者の決定するところによるものとする。